

65歳以上の方の介護保険料が変わります

▶問い合わせ 高齢・介護グループ (☎5720)

市は、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料を、高齢化率やサービスの利用状況の変化などを考慮しながら3年ごとに見直しを行っています。

平成30年度から、介護保険料の段階や年間保険料額を見直しましたのでお知らせします。

平成30年度見直しによる主な変更内容

- ① 保険料の段階を9段階から10段階に細分化
- ② 市民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上の方（第7～10段階）の所得基準額を変更
- ③ 各段階の年間保険料額を変更

平成30年度の保険料は、平成29年中の収入や平成30年度の市民税の課税状況などから算定し、7月中旬に通知します。

なお、介護保険料を公的年金などからの特別徴収により納めている方については、4月・6月の公的年金などから平成30年度の介護保険料として仮算定した額（平成30年2月と同額）を納めていただいていますので、算定した平成30年度の保険料額から既に納めていただいた額を差し引いた額を8月以降の公的年金などから特別徴収により納めていただきます。

平成30～32年度の介護保険料

平成29年度（旧）		平成30年度（新）		
保険料段階	年間保険料	保険料段階	対象となる方	年間保険料
第1段階	19,900円	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	23,200円
第2段階	33,300円	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方 	36,100円
第3段階	33,300円	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 	38,700円
第4段階	39,900円	第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は市民税非課税で、同一世帯に市民税が課税されている人がおり、本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	46,400円
第5段階	44,400円	第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は市民税非課税で、同一世帯に市民税が課税されている人がおり、本人の前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方 	51,600円
第6段階	53,200円	第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	61,900円
第7段階	57,700円	第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 	67,000円
第8段階	66,600円	第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 	77,400円
第9段階	75,400円	第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 	87,700円
		第10段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が500万円以上の方 	92,800円